

基本目標Ⅲ 人と地域と資源をつなぐ

まちづくりの強化・推進

施策の方向1 地域包括支援センターの事業の推進

第9期計画期間中に、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の目標年である令和7(2025)年を迎えますが、その機能が十分に発揮できるよう、市はこれまで地域包括支援センターの事業を推進してきました。

今後も地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、その中核的機能を担う地域包括支援センターの存在や役割について、第8期計画に引き続き周知を図ります。

また、ひとり暮らしの高齢者の孤立、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなど、一つの分野では問題の解決が難しい事象に対して、様々な専門機関や地域資源と連携して対応できるよう、地域ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、今後も地域で高齢化が進むことが予測されているため、介護支援専門員(ケアマネジャー)の配置や地域包括ケア会議の開催なども含めて、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図ります。

多様な形式での地域包括ケア会議を開催し、個別課題、地域課題、市の課題を検討することで、課題の解決を図ります。会議開催を通じた地域のネットワークを構築し、さらには地域課題を検討する委員会等とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

施策(1) 介護予防ケアマネジメント事業

具体的な施策 44 介護予防ケアマネジメント事業

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課	
事業概要		利用者個々に寄り添った介護予防ケアマネジメントを行い、利用者が地域で自立と自己実現が図れるよう支援します。また、自立支援に主眼をおいた地域包括ケア会議や専門職との連携などを通し、介護予防を推進するための地域づくり、仕組みづくりを行います。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
自立支援のためのケア 会議開催回数 (回/年度)	0	0	0	1	1	2

施策(2) 総合相談支援事業

具体的な施策 45 総合相談支援事業

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		3つの生活圏域で相談窓口を設置するとともに、専門職の配置等人員体制を確保します。 休日窓口開設日やイベント等への出張窓口開設を検討するなど、地域住民が相談しやすい体制づくりを行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
総合相談受付件数 (件/年度)		8,287	8,924	9,000	9,050	9,100	9,150

施策(3) 権利擁護事業

具体的な施策 46 権利擁護事業

方針	継続	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		高齢者世帯や複合的課題を抱える世帯が増加する中であっても、地域に暮らす高齢者が権利を侵害されることなく、安心して生活ができるよう、各機関と連携しながら積極的かつ適切な支援を行います。また、高齢者の権利擁護について住民の意識を高めるため、啓発活動を行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
権利擁護関係相談受付 件数 (件/年度)		131	27	30	35	37	40

施策(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

具体的な施策 47 包括的・継続的ケアマネジメント支援

方針	継続	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		介護支援専門員（ケアマネジャー）からの個別相談に随時対応し、支援を行うほか、地域包括ケア会議の開催を通し、介護支援専門員のスキルの向上と、多職種を含めたネットワークづくりを図ります。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護支援専門員からの 相談件数 (件/年度)		—	—	15	18	20	23

施策(5) 地域包括支援センターの機能強化

具体的な施策 48 地域包括支援センターの機能強化

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		地域包括支援センターの専門職の配置等人員体制を確保し、多職種や関連機関との連携を進めることで、機能強化を図ります。 また、休日窓口開設日やイベント等への出張窓口開設を検討するなどしながら、地域包括支援センターでの相談体制の拡充を行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括支援センターの専門職員数 (人/年度)		4	5	4	6	8	10

施策(6) 地域包括ケア会議の推進

具体的な施策 49 地域包括ケア会議の推進

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		多様な形式での地域包括ケア会議を開催し、個別課題、地域課題、市の課題を検討することで、課題の解決を図ります。 会議開催を通して地域のネットワークを構築し、さらには地域課題を検討する他の委員会等とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築をめざします。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括ケア会議開催回数 (回/年度)		7	9	15	16	17	20

施策の方向2 茨城型地域包括ケアシステム推進事業

在宅の高齢者や心身に障がいのある方々が、家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、保健・医療・福祉の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられるよう支援する制度です。地域ケアコーディネーターが中心となって進められ、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを組み立てます。

なお、地域包括支援センターの総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援との連携も十分に図りながら、地域包括ケアの実現に向けて事業を進めます。

施策(1) 地域ケアコーディネーターの配置

具体的な施策 50 地域ケアコーディネーターの配置

方針	統合	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		地域ケアコーディネーターは、地域の実状と関係諸制度を理解している者の中から選任され、地域への啓発活動や関係機関との連絡調整、サービスを必要とする対象者やニーズの把握、サービス調整会議への諮問、在宅ケアチームの編成などの業務にあたります。 地域福祉計画に合わせ、重層的支援体制整備事業の事業設計により、見直しを図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域ケアコーディネーターの配置 (人)	1	1	1	1	0	0

* 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業へ移行

施策(2) サービス調整会議の開催

具体的な施策 51 サービス調整会議の開催

方針	統合	主担当課	介護福祉課	関係課	—		
事業概要		対象者一人ひとりの状態に合わせて、最も望ましい保健・医療・福祉サービスを提供するため、専門医を含む各分野の実務者から会議員を選出し、会議員による「サービス調整会議」を開催し、対象者に対する処遇方針（サービスプログラム）を策定するとともに、処遇の経過を点検します。 地域福祉計画に合わせ、重層的支援体制整備事業の事業設計により、見直しを図ります。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
サービス調整会議 開催数（回）		2	2	2	2	0	0

* 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業へ移行

施策(3) 在宅ケアチームの活動

具体的な施策 52 在宅ケアチームの組織化及びサービスの提供

方針	統合	主担当課	介護福祉課	関係課	—		
事業概要		「地域ケアコーディネーター」は、サービス調整会議等の結果に基づき、「在宅ケアチーム会議」を開催します。 援護を必要とする一人ひとりの対象者ごとに、保健師や訪問介護員（ホームヘルパー）、民生委員、かかりつけの医師等の直接的なサービス担当者が在宅ケアチームを組み、その中で「キーパーソン」が中心になって、役割分担と相互連絡を図ることによって、的確で効率的なサービスを提供します。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
在宅ケアチーム数 (チーム)		93	100	100	100	0	0

* 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業へ移行

施策の方向3 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の中でも特に75歳以上の方は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高いなどの傾向があります。

こうした高齢者であっても、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

このため、本市では、関係機関等と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。

施策(1) 在宅医療・介護の資源の把握及び情報提供の充実

具体的な施策 53 在宅医療・介護の資源の把握及び情報提供の充実

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター		
事業概要		市内の医療・介護に関する資源を把握し、在宅での療養に関する情報提供を計画的に進めます。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括ケア会議開催回数(回/年度)		7	9	15	16	17	20

施策(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

具体的な施策 54 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター	
事業概要		庁舎関係各課の連携及び情報共有を推進するとともに、医療・介護の関係者での協議・検討の場を設け、在宅医療・介護連携の推進に向けた課題の抽出、対応の協議を行います。				

施策(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

具体的な施策 55 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター 医療保険課 健康増進課	
事業概要		地域包括ケア会議を活用し、在宅医療・介護連携の課題の抽出、対応策の意見交換会等を開催し、医療関係者と介護関係者の協力体制及び連携を強化していきます。また、在宅医療・介護サービスの提供体制も構築していきます。				

施策(4) 在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置

具体的な施策 56 在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		在宅医療・介護関係者の相談窓口を地域包括支援センター（直営）に設け、窓口や電話、FAXなどによる相談体制を継続します。			

施策(5) 関係市町村の連携

具体的な施策 57 関係市町村の連携

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		茨城県が主体となり、切れ目のない連携体制の構築を図ります。			

施策(6) 医療・介護関係者の研修

具体的な施策 58 医療・介護関係者の研修

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		多職種研修会を開催し、多職種間の連携及びスキルアップを図ります。			

施策の方向4 地域の課題把握・解決策の検討

高齢者が抱える悩みや不安、問題に対する適切な対応が迅速に行えるようにするためには、そうした問題を的確に把握し、専門機関を交えた協議体での情報共有・意見交換を図り、具体的な対応策を検討する必要があります。

さらに、高齢者がこれらの取組とつながり、その後の経過を把握し、さらなる改善につなげていくために、生活支援コーディネーターの充実に向けた取組を推進します。

また、これまで地域包括ケア会議や「いい輪ネット」の活動などを通して把握してきた地域の実状や資源、関係性を土台とし、市内で行われている日常生活支援体制の底上げを図ります。

施策(1) 地域包括ケア会議の推進

具体的な施策 **59** 地域包括ケア会議の推進 (**49** の再掲)

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		多様な形式での地域包括ケア会議を開催し、個別課題、地域課題、市の課題を検討することで、課題の解決を図ります。 会議開催を通して地域のネットワークを構築し、さらには地域課題を検討する他の委員会等とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築をめざします。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括ケア会議開催回数 (回/年度)		7	9	15	16	17	20

施策(2) 協議体

具体的な施策 **60** 協議体

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		平成29(2017)年度より社会福祉協議会と連携のもと、第二層協議体を3か所立ち上げ、平成30(2018)年度には第一層協議体を立ち上げました。本市では、「いい輪ネット」を協議体の愛称としています。 協議体の運営により、住民が主体となり、地域の情報を共有し、地域の課題を自ら解決しようという動きが進んでおり、3世代交流につながる機会の創出や新たなサロンの誕生など、地域住民同士の輪が広がっています。 地域での助け合い活動を広げていくことは、地域包括ケアシステムの深化・推進には絶対的に必要不可欠なものであることから、協議体を活用した地域づくりを推進します。			

施策(3) 生活支援コーディネーター

具体的な施策 **61** 生活支援コーディネーター

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>地域福祉の大事な役割を担う社会福祉協議会へ「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、協議体と連携しながら生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを進めています。</p> <p>サービス提供主体の情報共有、連携・協働の強化を図るとともに、地域の支え合い体制の整備に向けたコーディネート機能を果たすため、生活支援コーディネーターの活用及び育成を図ります。</p>			

地域包括ケアシステムの機能を支える“4つの「助」”

地域包括ケアシステムが効果的に機能していくためには“4つの「助（自助・互助・共助・公助）」”が連携して、高齢者の生活をバランスよく支えていくことが必要です。

自分で自分を助ける 「自助」	自分の力で暮らすため、介護予防に取り組んだり、必要に応じて民間サービスを選択して利用したりすること。
ボランティアなど地域の 支え合い「互助」	友人や地域住民など、お互いが協力し合うこと。 住民同士の助け合いやボランティアによる支援など。
社会保障制度 「共助」	制度化されたサービス。 介護保険制度や医療保険制度など。
行政による公的サービス 「公助」	行政が行う福祉事業やサービスなど公的な支援。 高齢者福祉事業のほか、生活保護や人権擁護、虐待対策など。

“4つの「助」”のうち、基礎となるのは「自助」です。一人ひとりが主体的に、いつまでも元気に暮らしていくための心構えや行動が最も大切です。

しかし、自分一人の力で生活していくことには限界があります。そのため、「自助」を支える仕組みとして、地域の中で助け合う「互助」が必要になります。

さらに、専門的な知識が必要な場合や、地域の力だけでは解決できない課題等に対しては、「共助」や「公助」が機能していくことになります。

地域の特性を生かした「互助」の取組促進や、“4つの「助」”の連携及び機能強化を図るために行われているのが、生活支援体制整備事業です。

生活支援体制整備事業では、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置などにより、生活支援や介護予防サービスなどを創出し、地域の支え合いの体制づくりをめざしています。

施策の方向5 ボランティア活動の促進

地域づくりには、高齢者をはじめ、多くの市民による支え合い・助け合いの関係性づくりが必要です。

地域でのボランティア活動が発展し、それを地域の活性化につなげていくために、福祉員の確保やボランティア等の育成を推進します。

また、福祉への理解を深めるためには、小さいころから福祉に関わる機会がより増えていくことが重要であるため、保育園・幼稚園・小学校等による福祉教育や体験の機会の充実を促進します。

施策(1) 福祉員制度の充実

具体的な施策 62 福祉員制度の充実

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		福祉員は、自治会の区長の推薦により社会福祉協議会の選任を受け、民生委員や社会福祉協議会との連携を図りながら、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。 今後も、地域の支え合い活動を通じた地域づくりのため、福祉員の確保及び育成を図りながら、福祉員制度の充実に努めます。			

施策(2) ボランティア等の育成・支援

具体的な施策 63 ボランティア等の育成・支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		高齢者の方々が自立した生活を送るには、各種サービスのほかに、地域での支え合いが重要です。 その担い手となるシルバーリハビリ体操指導士、福祉団体との連携の強化やコミュニティ活動体制の充実を図り、主体的で活力ある活動を推進するとともに、地域の代表者と連携しながらコミュニティ活動の中心となる、リーダーやボランティアの育成・確保に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護予防ボランティア育成講座の開催回数(回)	6	7	6	6	6	6
介護予防ボランティア育成講座の養成者数(人)	53	100	58	58	58	58

施策(3) 福祉教育の充実

具体的な施策 64 福祉教育の充実

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	教育指導課 子ども課
事業概要		<p>地域の子どもたちが福祉について関心を持ち、自ら考え、よりよく行動できる力を養うことを目的に、市内学校における福祉教育の一層の活性化、総合的な学習の時間での取組やボランティア体験学習など、福祉教育の推進を図ります。</p> <p>また、保育園・幼稚園児と高齢者との交流の場づくりを検討します。</p>			

施策の方向6 安心・安全なまちづくりの促進

高齢者が安心して暮らしていける安全なまちづくりをめざした市全体の取組を推進します。

高齢者が自宅での生活が困難な状況になっても、有料老人ホームやケアハウスなどの介護サービスが受けられる施設を確保し、スムーズに入所ができるよう支援します。

また、災害時や感染症拡大などの緊急時でも、高齢者が安心して対応できるよう、県や関係機関との連携を構築し、協働支援ができる体制づくりを推進するとともに、日ごろからの備えや設備整備を実施し、高齢者へ取組の周知・啓もうを行います。

さらに、防犯の観点から消費者問題や詐欺などへの啓発に取り組むとともに、インターネットの普及による“ネット犯罪”などの新しい犯罪に対する周知・啓発の取組も求められます。

市全体が外出しやすくなるよう、施設や設備のバリアフリー化を引き続き実施し、移動手段のサポートに向けて、高齢者のニーズの把握や交通機関の確保・整備を検討します。

施策(1) 居住安定に係る施策との連携

具体的な施策 65 居住安定に係る施策との連携

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	都市整備課 環境課
事業概要		高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関しては、住宅関係部局との連携を図り、各種情報提供を進め、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。			

施策(2) 施設サービスの充実

具体的な施策 66 養護老人ホーム

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		家庭状況や経済的な理由により、自宅で生活が困難な低所得の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援を行うための施設です。 今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ります。 なお、本市には養護老人ホームの設置がないため、利用を必要とする場合には他市町との連携を図ります。			

具体的な施策 **67** ケアハウス（軽費老人ホーム）

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		60歳以上の身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、事業者等との連携を図ります。なお、本市には1か所設置しており、定員は50名となっています。			

具体的な施策 **68** 有料老人ホーム

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		高齢者が安心して快適な生活を送ることができるように、おおむね60歳以上の共同生活が可能の方が入所できる施設です。今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、有料老人ホームの事業者等との連携を図ります。なお、本市には1か所設置しており、介護付きで定員は67人となっています。			

施策(3) 多様な住まい方の促進

具体的な施策 **69** 多様な住まい方の促進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含め多様化する中、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいの確保はますます重要となります。</p> <p>また、厳しい社会経済情勢等を背景に、住まいを自力で確保することが難しい高齢者が今後も増加することが予測される中、住まいに困窮する高齢者の居住の安定を確保するために、平成29（2017）年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置づけられました。</p> <p>茨城県では平成30（2018）年3月に「茨城県高齢者居住安定確保計画」が策定され、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりなどの取組が位置づけられています。これらの計画との連携を図り、高齢者の住まいの確保と多様な住まい方の支援を行います。</p>			

施策(4) 安心・安全な生活環境の整備

具体的な施策 **70** 緊急通報システム装置の設置事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—		
事業概要		65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して緊急通報装置を設置し、急病の緊急時に消防署への通報体制を整え、高齢者の不安を解消し在宅生活を支えます。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)		224	202	210	220	220	220

具体的な施策 **71** 防犯・防災・緊急時対策の推進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	防災管理課	
事業概要		<p>地域防犯体制の強化や住民の防犯意識の向上に努め、住民と関係機関が一体となった防犯体制を確立するとともに、防災に関する広報活動や防災訓練等により、住民の防災意識の普及・啓もうを図ります。</p> <p>さらに、緊急時の安全確保策として、ソフトとハードの両面からの支援を整備・検討していきます。</p> <p>また、ボランティアや消防署等と連携し、救急時に迅速、かつ適切な対応を図るための人的ネットワークの整備も検討します。</p>				

具体的な施策 **72** バリアフリーのまちづくり

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	都市整備課	
事業概要		茨城県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活ができるよう、スロープ・手すりの設置などによる段差の解消や、見やすい案内板の設置・整備など、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進します。				

具体的な施策 **73** 外出支援サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		<p>現在、市内循環バスとして平成25（2013）年度からコミュニティバス「おみたん号」が運行しており、令和4（2022）年4月に運行ルートや時刻を更新するなど、地域住民の移動手段の一つとして活用されています。</p> <p>また、運転免許を返納したり免許を所有していない70歳以上の高齢者にタクシー利用助成券を交付する「外出支援サービス事業」を行っています。</p> <p>それでも移動支援の充実を求める住民は依然として多く、よりきめ細かなサービスへのニーズが高まっています。</p> <p>今後は外出支援サービス事業の拡充を含めた具体的な検討を行い、高齢者の移動手段の確保・整備をめざします。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	1,266	1,323	1,300	1,325	1,350	1,375
延べサービス提供数 (枚)	30,858	33,465	33,000	33,500	34,000	34,500